

第 56 回 我孫子市放射能対策会議 会議概要

日 時 令和5年3月7日(火)～3月14日(火)

場 所 書面開催

意見を求めた範囲

放射能対策会議委員 市長、副市長、教育長、水道事業管理者、健康福祉部長、子ども部長、環境経済部長、建設部長、都市部長、教育総務部長

放射能対策会議幹事 健康づくり支援課長、手賀沼課長、クリーンセンター課長、農政課長、水道局工務課長、学校教育課長

議 題

【報告事項】

○ 令和4年度放射能対策事業の取組状況について(手賀沼課放射能対策係)

手賀沼課放射能対策係から、資料1「放射能対策 令和4年度の取組状況と令和5年度の取組方針」、資料2「令和4年度 子どもが多く利用する施設等の放射線量測定結果」を提示した。

【決定事項】

○ 令和5年度の放射能対策事業について(手賀沼課放射能対策係)

資料1「放射能対策 令和4年度の取組状況と令和5年度の取組方針」(表右欄)、資料3「令和5年度の放射能対策事業について(案)」のとおり令和5年度の取組方針を提案した。

《主な見直し項目》

◆廃棄物の放射性物質濃度低減に向けた取り組み(剪定枝木の処分)

(資料1の取組み項目6番)

クリーンセンターの新炉稼働に伴い雑草、枯葉の焼却処分を進め、剪定枝木に係る処分費の圧縮を図っていく。

◆浄水と原水の放射性物質検査 (資料1の取組み項目7番)

検査頻度を年6回から4回に縮小する。

《その他意見等》

農政課から、8番「給食食材の放射性物質検査」、10番「市民が持ち込む食品・飲料物の放射性物質検査」について、農政課と手賀沼課の役割分担について明確にしたい旨意見があり

資料1の「令和5年度の実施方針」に追記した。

なお、令和5年度の組織改正に伴い放射能対策業務が新設される生活衛生課に移管されることから、資料1の担当課の手賀沼課は生活衛生課に、クリーンセンターは手賀沼課に読み替えることとする。

- 令和5年度の放射能対策事業について、別紙資料1、資料3のとおり実施することを決定することよろしいか。

以上